九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

平成24年度修士論文・卒業論文概要

王, 爽

足達, 咲希

島崎, 瞳

長友, 理紗

他

https://doi.org/10.15017/1398572

出版情報：教育経営学研究紀要. 16, pp.105-133, 2013-09-30. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law Graduate School of Kyushu University
バージョン：
権利関係：

小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの必要性と今後の展望
―福岡市の事例を踏まえて―

村松　真衣
（平成 25 年３月卒業）

【章構成】

序章　本研究の課題設定
　第一節　本論文の目的
　第二節　本論文の構成と方法
　第三節　本論文の調査対象
第一章　スクールソーシャルワーカー導入の背景
　第一節　日本での導入前までの経緯
　第二節　現代のスクールソーシャルワーカー導入の経緯
第二章　スクールソーシャルワーカーの運用制度の現状と課題
　第一節　スクールソーシャルワーカーの雇用形態
　第二節　福岡市のスクールソーシャルワーカー活用事業
第三章　学校教育相談体制の実態
　第一節　校内の既存のシステム
　第二節　校内における教育相談体制作りの成果と課題
終章　本論文の成果と課題
　第一節　本論文の成果
　第二節　本論文の課題

【概要】

序章　本研究の課題設定

本研究の目的は、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」と表記）の運用制度について触れ、学校内での活動内容について調査を行うことによって学校ソーシャルワークの実態を知り、SSW に何が求められるのかを明確にすることである。その上で、今後 SSW にどのような任用・運用制度が求められているのかを検討する。

教育現場では従来、いじめ、不登校、暴力行為等様々な問題を解決する方策が模索されてきた。現在、スクールカウンセラー（以下、「SC」と表記）の導入によって心理的な課題への対応は充実してきている一方、課題を抱える児童生徒の環境自体の問題点が明らかにされるようになってきた。そこで注目されたのが学校ソーシャルワークである。これは、児童生徒が抱える課題に対して、周囲の環境への働きかけによって改善を図る取り組みである。近年、それを専門とする者として SSW の有用性が認められ、各地で導入されつつあるが、認知度の低さや任用制度の未整理等から、多くの自治体が事業運用に課題を抱えている。そこで実際に行われている SSW 活用事業に関して福岡市を対象として聞き取り調査を行った。

同市の取り組みは全国的に見て、導入当初から専門家の理論に沿って計画的に展開されたという点で先進的と言え、こども総合相談センターを中心として教育相談体制が整っている。ここで得られた知見を参考に、本論で検討を行った。

第一章　スクールソーシャルワーカー導入の背景

本章では戦後～1970年代半ばと1986年～2008年の二つに分け､SSWの導入の背景を辿った。先ず、日本で最初の学校ソーシャルワーク的取り組みとして、1950年頃にアメリカの訪問教師が高知県で導入された。これが後のSSWである。当時、貧困による長期欠席児童生徒が問題視されており、戦後の社会的混乱も相まって福祉と教育の一体的保障が望まれたが、法による保障は実現しなかった。一方、各地でSSWの活動が「学校社会事業」「学校福祉事業」等様々な名称で導入されたが、1970年代に始まった高度経済成長によって貧困による長欠問題が減少し、一旦終息する。

次に1986年に校内暴力・いじめ・登校拒否の増加を受け、山下氏がカウンセラー的側面の強いSSWをアメリカから導入した。その後、徐々に活動が広がると同時に、学校現場では子どもの問題行動への対応として心理の専門家である臨床心理士がSCとして導入されるようになった。しかし、同時期から専門機関との「連携」も強調されるようになり、本来個人対個人の関係を重視するカウンセラーにコーディネーター的役割を求められるようになるが、連携を促進・調整する者としてより専門性の高いソーシャルワーカーが注目されるようになった。

第二章　スクールソーシャルワーカーの運用制度の現状と課題

本章ではSSWの運用制度を考察する上で、人材育成と配置形態に焦点を当てた。人材育成に関しては、現在、日本社会福祉士養成校協会による教育課程の認定が推進されており、近年注目されている医療ソーシャルワーカー（MSW）養成課程の設置とともに、学部・学科を新設する傾向が見られる。この流れの中で、ソーシャルワーカーの資格に対する認識が変わりつつあることが推察された。しかし、多くの自治体が人件費の問題を抱えており、質の高い人材が求められ資格としてのSSW養成課程が確立されつつあるのとは裏腹に、実際の採用数は少ないという現状を確認した。

また、勤務形態については福岡市でのインタビュー調査で得られた知見を参考にしつつ、支援体制の重要性について考察した。特に福岡市ではこども総合相談センター「えがお館」を中心として、基本的な教育相談体制が充実している。その中で保健・福祉・教育・司法分野から総合的・専門的な相談・支援を行う仕組みが整えられ、専門機関との連携が迅速に行える体制が整っている。こうした取り組みが福岡市での専門性の高い支援を実現しているだけでなく、SSWに対する支援体制となっていることを明らかにした。

第三章　学校教育相談体制の実態

本章では、SSWが学校内でいかにして教職員や各関係機関と連携を行いつつ、学校ソーシャルワークを行っているのかについて、SSWや小・中学校への聞き取り調査を参考に検討した。先ず､従来外部の機関と関わることが多かったと思われる既存の役割について整理した｡特に､養護教諭や保健室が、児童生徒や担任教諭、さらには家庭を繋ぐ役割を果たしてきたことがSSWや教員からのインタビュー調査からも明らかになった。また、SCについても、実際に対象となるのは個人の心と行動であり､本来のカウンセラーとしての専門性としても学校の中での役割としてもSSWと明確な違いがあることを示した。

次に、SSWの小・中学校での成果と課題について検討した。前提として、福岡市のSSWに対してスーパーバイズを行っている門田氏の提示する､関係に介入し環境の改善を主とする学校ソーシャルワークをSSWの職務とした。成果としては、学校にソーシャルワーク的な視点が加えられたことで問題の早期発見や効率的な課題の解決が行えるようになったという知見が得られた。一方課題については、SSWに対する理解度の低さ、教員によるソーシャルワーク的な支援体制を築くことに対する危惧、学校の福祉化の3つを提示した。学校ソーシャルワークの

役割は環境の改善で、SSWがいなくても効率的な解決が行えるような繋がりを構築したり調整したりすることであり、実際に「子どもの最善の利益」を実現するのは親や教員とされる。しかし、調査の中でSSWに対して本来教員の職務外である部分の役割を求められていることが明らかになった。

終章　本論文の成果と課題

本論文ではアメリカのカウンセラー的なSSWが、日本では特に関係機関との連携の強化や保護者への対応など、教員にとって本来の業務外にあたる部分についての役割が求められていると示した。しかし、SSWや医療ソーシャルワーカーへの関心が高まるにつれて人材育成の推進が始まっているものの、支援のための支援体制の不整備や予算の問題等、実際の採用数の増加は厳しい現状がある。また、学校の中でSSWの有用性に対する評価は高いものの、それは本来の教員の職務ではないところにある部分が大きく、恒常的に学校の教育相談体制を作ることに対して学校自体が福祉的機能を抱え込んでしまうことで、学校による支援体制の可能性と同時に教師の多忙化が危惧されることを明らかにした。

しかし、本研究ではSSWの実際のケースワークを、その内容の繊細さや個人情報との関わりから詳しく取り上げることができず、制度に関する論の展開に終始してしまった。また、SSWの「ソーシャルワーカー」に捉われすぎたために、「スクールソーシャルワーカー」としての機能について十分な考察に至れなかった部分があったことが課題として挙げられる。

【主要参考文献】

・ 門田光司『学校ソーシャルワーク実践：国際動向とわが国での展開』ミネルヴァ書房、2010年。
・ 山下英三郎・内田宏明・牧野昌哲『新スクールソーシャルワーク論子どもを中心にすえた理論と実践』学苑社、2012年。
・ 氏原寛・村山正治〈編著〉『今なぜスクールカウンセラーなのか』ミネルヴァ書房、1998年。